

帰国華僑の社会保障に関する一考察

—中国広東省台山海宴華僑農場における人類学的調査を通して—

奈倉 京子

I はじめに

市場経済導入以降、中国社会保障制度改革の必要性とともにそれに関する研究がますます重要な意味をもつようになってきた。中国経済の市場化や民営化に伴い、中国社会保障制度の問題点、あり方、今後の発展の方向を明らかにしようとする研究も少なくない。本誌にも中兼(2000)、劉曉梅(2000)、沙(2005)、張(1998)といった、中国社会保障制度改革の背景や問題点、展望、そして新制度と旧制度の相違点について論じたものがある。

新中国以降の社会保障制度について論じようとするとき、「都市と農村の二元構造」の角度から都市と農村という二元論的角度から論じる傾向や、中国独特の社会構造としての「単位」とその変容の角度から考察する傾向が見られる。例えば「農村では人民公社という『共同体』があり、農民自身が集団で互助活動を行っていた。都市では『単位』という、これも一種の共同体があり、そこがメンバーとその家族にすべての保障を提供してきた」(中兼, 2000: 3-4)、という認識が定説となっている。また、中国研究者も同様に「都市と農村の二元構造」や「単位」の変容の角度から新中国以降の社会保障制度のあり方を整理する傾向が見られる。例えば、中国で社会保障研究の権威である鄭功成もまた新中国以降の社会保障制度の特徴を都市と農村に分けて整理している(鄭, 1994:

90-91) し、呉亦明らも、「単位」、「小社会」における「職工」¹⁾の福利制度という観点から、計画経済期から市場経済期の変化における改革について紹介している(呉[編], 2000: 353-361)。

このように、改革開放以降、中国社会保障制度改革への関心が高まり、詳細な資料の提示と分析がなされている。しかし、主に政策や制度の変化の考察にとどまる傾向と、さまざまな多様性についてひとつひとつ事例を分析する研究よりはむしろ総合的に包括的に整理をし、改革の展望について探求する傾向があると思われる。これに対して筆者は、そこに住み生活する人々がその政策や制度をどう認識し、制度と人々がどのように整合しているか、あるいは整合していないのか、その原因は何なのか、といった人類学的視座から、人と制度の関係に留意しながら論じてみたい。本稿では、個別具体的な事例を提示することを通して、総合的、包括的背景と照らし合わせ、それらとの共通点と差異について究明することを目的とする。

本稿では、1950年代初めから1970年代後半の帰国華僑に対する社会保障政策としての華僑農場—広東省台山市海宴華僑農場を考察の対象とし、各種の福利厚生と国営企業「単位」との共通点と相違点、および改革開放以降、経済体制の変化に伴い生じてきた問題や、非帰国華僑との不均衡にも言及していきたい。帰国華僑の社会保障に関する事例は特殊なケースではあるが、そこから再び中国社会に普遍的な社会保障の問題点を映し出す

ことができるのではないかと筆者は考える。

本論で用いるデータ資料は、基本的に筆者が2005年6月から2006年10月までの期間に行った現地調査で得られたものである²⁾。

Ⅱ 背景

1. 中国政府の帰国華僑に対する社会保障政策の背後に潜む理念

中国政府が最初に本格的に海外から帰国した中国人の対処問題に直面したのは、1950年代初めから1970年代後半にかけての時期であった。東南アジア諸国で起こった華僑排斥運動に遭い大量に帰国した海外中国人を受け入れる必要に迫られたのである。彼（彼女）らは政府から「帰国華僑」や「難僑」（難民華僑）と呼ばれた。王蒼柏は「帰国華僑」と、改革開放以降の「海帰」³⁾を比較して次のように述べている。

1950年代初めから1970年代後半の「帰国華僑」に対する政府の基本方針は中国を中心としたもので、海外中国移民は周辺から中心（中国大陸）に向って、一方向的に移動するものだと考えるのが一般的であった。その動機とえば、民族主義と愛国主義で、帰国した者の価値を計る唯一の基準は彼（彼女）らが「国家利益」に値するか否かというものであった。このような価値観は帰国者を「帰国→他者化→感情的距離感→去る」という方向に導く結果となった。大部分の人々は主流社会に入ることができず、ただ周辺的な「他者」として見られたのであった。そして注目すべきは、改革開放以降の「海帰」にもそのような中国政府の帰国華僑に対する考え方や政策の繰り返しが見られるということである（王、2007：107-114）。

つまり、中国政府の帰国華僑に対する社会保障政策の背景にある根本的理念は、目先の「国家利益」を優先させることであった。当時、中央政府の帰国華僑政策最大の目的は、海外華僑華人に社

会主義建設のための投資をしてもらうことにあった。そのために、政府は帰国華僑を優遇し、海外華僑華人に祖国に対して関心を持たせ、投資を促すために、政府が帰国華僑に好意的であるというできるだけ良いイメージを与えるように努めた（田中、2002、庄、2001）。具体的な優遇政策として、政府（國務院華僑事務委員会）は「華僑農場」という国営農場を創設し、そこへ帰国華僑を集中的に落ち着かせ、住宅、職業、医療、年金などの各方面に渡る生活保障を与えた。いわば、この華僑農場というコミュニティ全体が社会保障そのものである。そして、改革開放後、中国社会全体の経済体制および人々の生活が変化する中で、政府は改革法案を提唱する一方で、その体制と人々の意識をなかなか変えることができず、依然として帰国華僑のみに対する特別扱ひ的社会保障が続いている。それは、「計画経済体制の残滓」とも表現され、同じ華僑農場内に住む非帰国華僑との間にも格差をもたらし、不公平な状況を招いている。

2. 広東台山海宴華僑農場の概要

1949年以降、東南アジア地域を中心とするホスト国内の政治運動などの影響を受けて、華僑が次々と中国大陸に帰国し始めた。中でも1960年代初め、インドネシア政府が突然大量の華僑を迫害したことを受けて、1960年2月2日、中国國務院は『帰国華僑の接待と安置について』を發布し、福建、広東の各地域に帰国華僑接待・安置委員会を設置することを命じた。1960年から1961年の間に広東省に安置された帰国華僑は54,000人にも上った。1960年以降、政府は広東、福建、広西、雲南を中心に30の国営華僑農場を創設した（庄、2001：278）。2008年現在、依然として中国全国に84か所、広東省には23か所の華僑農場がある⁴⁾。

台山海宴華僑農場は、その中の1つで、広東省台山市西南沿海部に位置する。1963年9月國務院華僑事務委員会によって設立された。2003年3月、

台山市政府の批准を経て「海僑経済開発区」となり、行政上、鎮と同レベルの地区となったが、内部で生活する人々は日常生活の中では今もなお「農場」の語を用いている。本稿では以下、台山海宴華僑農場を「農場」と称することにす（以下農場と表記する）。2000年の総世帯数は1,672世帯、総人口は6,573人、その内男性は3,366人、女性は3,207人であり、帰国華僑は2,087人となっている（海宴華僑農場編，2004：26-40）。2004年8月最新の行政改革が行われ、行政上、1つの居委會（Q管理区）と3つの村委會（W村委會、N村委會、とX村委會）からなる。そのうちW村は以前のH村を合併し、N村は以前のA村、B村を合併した。しかし、人々の意識上、それぞれの自然村を分けて認識しており、現在の農場の人々の視点から言うと、W村、N村、A村、B村、Q管理区、H村、X村が用いられている。本研究では帰国華僑が集中的に居住しているW村、N村を調査対象の中心

とした。

農場の性質について、農場を支援している団体から見てみると、農場の病院、小中学校の公共施設建設に当たって、UNHCR(国連難民高等弁務官事務所)から1988年に8万米ドル、1994年に10万米ドルの支援を受けるとともに、香港台山商会から1997年に40万人民元、1999年に90万香港ドル、2000年に40万人民元の寄付を受けた。この事実から、農場は難民キャンプとしての性質を有していること、そして地理的に僑郷（華僑華人の故郷）に位置していることから、台山籍の華僑華人の関心も窺える。

帰国華僑のために創設された華僑農場であるが、その人口構成を見ると、帰国華僑ばかりではなく、複数の集団から成る（以下表1を参照）。

まず、農場に住む人々は大きく帰国華僑と非帰国華僑に分けることができる。帰国華僑の中ではインドネシア帰国華僑とベトナム帰国華僑の占め

表1 海宴華僑農場の人口構成一覽表

| 年代 | 人口の類型 | 人口の出所 | 現在の居住地 |
|-------------|--|--|--|
| 1963年 | インドネシア帰国華僑中心 その他タイ、シンガポール、 マレーシア、ミャンマー、 フィリピンなどの国から帰国 した少数 | 広東省大南山華僑農場、 花県華僑農場、英徳華僑農場、 興隆華僑農場（現在海南省） | 農場W村、N村、QS村 |
| 1964年9月至10月 | 学校で勉強していた帰国華僑 （インドネシア帰国華僑中心） 知識青年 | スワトー、広州 | 農場に残っている人は少 数で、大部分は広州など 外地へ |
| 1965年 | 「本地人」 | 海宴鎮X村（合併による） | 農場X村 |
| 1976年 | 外地人 | 潮州地区（人口分散政策のため） | 農場に残っているのは三 人のみ 他は故郷に帰る か、深圳などの外地へ |
| 1977、78年 | ベトナム帰国華僑 | ベトナム北部の広寧、海防など | 農場W村、N村、QS村 |
| | 「本地人」 | 海宴鎮H村（合併による） | 農場H村 |
| 1981年 | 砂糖工場の技術者 | 珠海平沙華僑農場の砂糖工場 | 農場QS村 |
| 1984年 | ベトナム帰国華僑 | 台山鶴山華僑農場 | 農場HF下困村 |

資料：海宴華僑農場編『農場誌（初稿）』（2004：37-40）及び、幹部と住民の聞き取りに基づき筆者作成

る割合が多い。村委員会幹部によると、2004年のW村の総人口は807人、その内帰国華僑は520人、非帰国華僑は287人である。総世帯数は274世帯、その内帰国華僑世帯は157世帯、非帰国華僑世帯は117世帯である。2004年のN村の総人口は579人、その内帰国華僑は436人、非帰国華僑は143人である。総世帯数は182世帯、その内帰国華僑世帯は147世帯、非帰国華僑世帯は35世帯である。非帰国華僑は「本地人」、「臨工」（臨時労働者）とその他に分けられる。「本地人」の概念は曖昧であるが、もともと周辺の農村で、後から農場に合併されたH村とX村の人々や、農場周辺の海宴鎮内の村人を指している。「臨工」はサトウキビ生産やサトウキビ収穫期に砂糖工場の臨時労働者として農場へ来た人々を指す。

Ⅲ 帰国華僑に対する社会保障

農場は創立当初、国営農場としてスタートした。それはいくつかの生産隊によって組織的に農作業を行う「人民公社」であった。しかし、1982年に農場内に砂糖工場が建設され、農場は1984年以降サトウキビの単一生産によって生計を立てていく「企業単位」としての体制へと変えられた。改革開放以降、幾度か農場の経済体制に関する改革法案が出されたが、依然として「単位」的性質を残している。しかし、ここで強調したいのは、農場内の人々の経済生活と各種の福利厚生は、完全に都市における「単位」のそれと一致するわけではなく、また戸籍制度と雇用制度の「都市と農村の二元構造」という概念に当てはめて考察するのも無理があるということである。これにかかわって、農場に住む帰国華僑の戸籍が「農業戸籍」ではなく「非農業戸籍」であるという点にも注目すべきである。

1. 経済生活と養老年金

農場は1つの「企業単位」である、というのが中国において公的な認識である。「単位」(danwei)とはもともと毛沢東時代に人々の政治的忠誠の状況を監視するために組織されたものであるが、いくつの特徴を挙げることができる。第一に、人事的な権利を備えていること、具体的には「档案」(dang'an)という個人の身上調書を管理していることである。この調書には生年月日、本籍地、民族、学歴などの一般的な経歴にとどまらず、出身階級、所属政党などについても書かれており、本人が見ることはできない。第二に、学校や病院といった公共施設を備えていること。第三に、独立した予算や会計を有していること。第四に、都市あるいは非農業の範囲にあること。第五に、「単位」はもともと政治機関あるいは公共に組織された職場であったが、次第にそれは政治的機能だけでなく、社会的機能にもおよび、経済上物質的な支援も行い、人々の生活を保障する公共の場となっていった(Lü and Elizabeth, 1997: 3-17)。「単位」とは国家と個人を直接的につなぐ場であり、個人は「単位」に完全に依存しながら生活してきたのである(劉建軍, 2000)。

農場内部の体制は「政企不分」、即ち政治と企業が分離していない状態であり、計画経済体制期の構造が色濃く残されている。改革開放以降、中国農村は生産請負制が導入され、農場もまた能力に応じて土地が割り当てられるようになった。しかし、その生産体制は中国農村と比べると違いが見られる。農村の土地は各家族の人数によって土地が分配されるいわゆる「分田落戸」と呼ばれる制度が採られており、人々は「農民」としての身分で耕作物の種類を自由に決めることができる。しかし、同時に全責任は自分で負わねばならず、肥料などの生産に必要なものは自己負担である。退職年齢や養老年金もない。一方、農場の場合、土地は国家（農場本部）が所有し、それぞれの能力

に応じて分配する。ただし、生産能力のある者は多くの土地が与えられ、生産する権利がある。人々の身分は「職工」と呼ばれ、農場という企業の従業員という意味である。「職工」の条件と待遇は、戸籍が農場にあること、彼（彼女）らのために医療保険と養老年金を用意すること、国が毎月給料を支払うことである。職業は農場本部という農場の政治を司る中心の幹部によってできる限り手配される。その主な職業の内訳と収入は表2の通りである。

農場では耕作物は個人が自由に決めることはできず、サトウキビ以外の作物を生産することは許されない。その上、収穫したサトウキビは自由に売買することも許されておらず、農場内の砂糖工場に売ることのみが許されている。サトウキビ生産に従事しているある婦人（N村、女性、1963年生まれ、ベトナム帰国華僑）はこのような状況について筆者に次のように語った。「もしサトウキビを外で売ることができれば50グラム2、3角だけど、砂糖工場に売ると50グラムたったの1角にしかない。私たちは『半工農民』だ。自由がな

い。農村は自由だ」⁵⁾。この中の「半工農民」という表現が農場の経済体制の特徴をよく表現している。つまり国営企業に勤めている者と同様の身分を有しながら農作業に従事している者という意味である。しかし農村の農民と異なるのは、定年退職年齢（男性55歳、女性50歳）があり、その後各自の勤務年数によって異なるが毎月約400元から500元の養老年金を受け取ることができるという点である。従って、最低限の生活は保障されているといえる。

農場の養老年金について、農場の養老年金の管理をなさっている副農場長G氏によると次のようになる。1994年以前は「職工」個人による月々の掛け金はなく、定年退職年齢に達すると、農場から毎月養老年金を支給していた。金額は勤務年数によって個別に決められたが、月給の70%から90%の間である。つまり、それまでは「養老保険制度」というのは存在しなかった。ところが、1994年以降、「養老保険制度」が適用され始めた。2007年度の最新データを基に見ると、農場では2種類に分かれている。1つは、「職工」を対象にして、「養老

表2 農場内の主な職業と平均収入一覧表

| 農場内の職業 | 収入 |
|------------|--|
| サトウキビ栽培 | W村：7079.70元/年（2004年） |
| | N村：7784.20元/年（2004年） |
| 砂糖工場 | 作業期間：基本給600-700元/月 ボーナスを含めると2500-3000元/月 |
| | 休暇期間：基本給の70%支給 |
| 「風情園」のダンサー | 班長：588元/月、一級：538元/月、二級：488元/月、三級：388元/月 ボーナスなし |
| 託児所保母 | 500-600元/月 ボーナスなし |
| 小中学校教師 | 1000元前後/月 ボーナスあり |
| 幹部 | 村委會：500-1000元前後/月 ボーナスあり |
| | 農場本部：1000-3000元前後/月 ボーナスあり |
| 作業員（電気工など） | 400-500元/月 ボーナスなし |
| 年金 | 400-500元/月 |

注：「風情園」は東南アジア風情の建築様式を用いたパフォーマンス場である。2002年「五一労働節」の時から農場は観光業に着手し、その時に創設された。東南アジアの歌や踊り、楽器演奏を観光客に披露している。

資料：関係者への聞き取りを基に筆者作成

保険費」として毎月個人が97人民元を、農場が230人民元を負担する。もう1つは、「臨工」（臨時労働者）やその他の人を対象にしたものである。「養老保険費」は100%自己負担となっており、毎月198人民元を個人で負担することとなっている。どちらの場合も、定年退職後は、個人の勤務年数などの条件によって養老年金額が決められ、毎月支給される。

2. 住宅扶助

住宅について見てみると、これまで2回の帰国華僑を対象とした住宅改革が行われ、帰国華僑は安値で家屋を手に入れることができた。まず、1991年から2002年にかけて1回目の住宅改革が行われた。この改革は「八五」期間、農場は免税の特別待遇を受けていたが、その税分を基金に用いて行われた。対象は主に1960年代から70年代にかけて農場に住み始めた帰国華僑の古い平屋の住宅で、以下の基準に基づいて改革が進められた。

- (a) 現在住んでいる家屋を購入したい場合は、210人民元/m²であるが、帰国華僑はその内の28%を負担するのみでよい。非帰国華僑⁶⁾は35%を負担する。
- (b) 自分で新しい家屋を建てる場合は、400人民元/m²であるが、帰国華僑はその内の28%を負担するのみでよい。非帰国華僑は35%を負担する。
- (c) 退職した者には6m²無料提供する。
- (d) 自分で家屋を建て、それを他人に売って外地へ引っ越す場合は、値段は双方で相談して決めることとするが、その家屋を購入した者には30年の使用権が与えられる。

この改革を通して、1人当たりの住居面積はそれ以前の7m²から30m²にまで拡大することができた。

次に、2006年に2回目の住宅改革が行われた。1970年代後半に建てられた主に2階建て家屋の改築が目的とされた。改築する家の者が個人で10,000人民元を負担し、その他にも広東省僑務弁公室、

江門僑務弁公室、台山僑務弁公室そして農場本部が補助金を提供した。

このように帰国華僑は生活の要の1つである住宅面の援助を受けてきた。住宅に関連する生活設備においても政府の補助が見られる。例えば、それまで水圧が弱く電器ポンプを使用する必要があったが、2006年9月には農場全体の水道管工事が行われ、改善された。この工事に当たって、水道管4mまでは農場本部が負担し、それを超えた場合のみ差額を自己負担とした。

3. 医療保険

1998年12月、『城鎮職工基本医療保険制度の決定について』（[1998]44号）が公布された。これは「すべての城鎮（都市部）の『単位』及びその『職工』が加入できる医療保険で、保険料は『単位』と『職工』の双方が共同で負担する」という内容である⁷⁾。農場の帰国華僑を中心とする「職工」は2003年1月より「台山市城鎮職工基本医療保険」に参加できるようになった。それ以前は、農場の病院が医療費を負担し、帰国華僑に医療を無料提供していた。

更に、2003年1月、『国務院弁公庁から衛生部等の部門へ転送された新型農村合作医療制度意見の通知』（[2003]3号）が公布された。その規定には、「農民が家庭を単位として自発的に参加する」こと、そして「郷鎮企業の『職工』が新型農村合作医療に参加するかどうかは県レベルの人民政府によって決定する」とある⁸⁾。これを受け、台山市も2005年1月から「新型農村合作医療」の宣伝および加入者募集を始めた。その内容は最低10人民元の掛け金を支払えば、最高3,500元の保険金が入るといったものである。この対象者は上述の通り「家庭を単位とした農民」や地方政府によって判断された「郷鎮企業の『職工』」であるが、台山市政府は帰国華僑の人々にも加入することを勧めている。

つまり、帰国華僑は農場で受給できる無料型の

医療保険に加えてもう1つの医療保険に加入することができるのである。これは国务院僑務弁公室の発布した『華僑農場経済体制改革についての意見』([1995] 61号)に「華僑農場は地元政府に還元した後、これまで農場によって管理されてきた教育、衛生、政治と法律などの社会的業務を地元政府の専門部門に引き渡すようにする。華僑農場の定年退職金や医療費の負担の深刻な問題を解決するために、社会保障制度を建設する。農場は積極的に地元の医療、養老保険などの社会保障制度に参加するようにする」⁹⁾とあるように、これまでの農場の財政負担を軽減し、徐々に地元の台山政府に還元していくプロセスの一環と見ることができる。しかし、村民委員会幹部からの聞き取りによると、残念ながら帰国華僑者の加入者は少ないという。なぜなら彼(彼女)らは既に医療保険があるのに、更に自分でお金をかけて別の保険にも加入する必要がないという考えを持った人が多いからである。「人々の意識はなかなか変えることはできない」と村民委員会主任は話していた。

こうして見てみると、帰国華僑の「非農業戸籍」であるという点が重要になってくる。「非農業戸籍」でありながら農業に従事している帰国華僑、本来は「農業戸籍」の者を対象にした「新型農村医療保険」に「非農業戸籍」である帰国華僑が加入できるという点において特殊である。このような有利な条件が帰国華僑の優越感を強めている。

IV 問題点

1. 不均衡

以上で見てきた通り、帰国華僑(「職工」)は、サトウキビ栽培という農業に従事している者であっても、「農業戸籍」ではなく、「非農業戸籍」をもち、都市「単位」の「職工」と同等の待遇を受けている。しかし、「臨工」は帰国華僑と同じように農場で生活をし、サトウキビ栽培に従事している

にもかかわらず、「農業戸籍」であり、同様の待遇を受けることができない。つまり、同一のコミュニティにおいて、人々の間に不均衡を生みだしているのである。

サトウキビ生産は農場の生命線である。しかし老齢化と人口の流出によって労働不足が深刻化している。労働不足を補うために、農場は1980年代後半から「臨工」(臨時労働者)を積極的に採すようになった。「臨工」の多くは主に広西の来賓県、容県、梧州、岑溪から来た人々である。村民委員会幹部によると、現在、サトウキビ栽培の90%は「臨工」に従事している。「臨工」は、既に戸籍を農場に移している者と、戸籍を本籍地に置いたままにしている者に分けられる。前者は農場に来て既に十数年になる人が多く、その多くが農場に新居を建てている。後者は農場が提供した家屋に住んでいる。「臨工」の生活は不安定で、もし生産が思わしくなければ半年で去っていく者もいる。ここ数年、サトウキビ栽培の他に、砂糖工場でも「臨工」を雇うようになったが、彼らの仕事は全工程の中でも最もきつい部分で、工場の外でサトウキビの粉にまみれて行う仕分け作業などがほとんどである。しかし給料は1ヶ月400元程度であり、「職工」よりも少ない(表2を参照のこと)。

今や「臨工」が農場の経済と帰国華僑の生活を支えていると言っても過言ではない。しかし、「臨工」の生活環境はとても劣悪で、農場に戸籍のない者は1960年代に建てられ、改築されていない粗末な約20m²、家賃月7元の家屋が与えられるが、そこで家族平均4、5人が生活している。多くの家庭が節約のためにガスは使用せず、サトウキビの葉を燃やして調理をしているため、食事の時には家の中が煙で満ちてしまう。「臨工」は子どもを託児所に預ける場合、通常1人当たり50元の費用を12元にしてもらえるが、それ以外の医療保険などはない。一方、戸籍を農場に移し、新居を構えた者について見てみると、家を建てる際、農場は50

元/m²の値段で土地を売り、家の設計と下水道、排水溝及び家の前の道路整備は農場がそれらの工事を引き受けた。しかし、家を新築した「臨工」は社会保障の面で農場に強い不満を持っている。

「臨工」が農場に家を建てる場合の条件は、戸籍を農場に移すことであった。こうすることによって農場は労働力を確保することができるからである。しかし、彼（彼女）らの身分は「村民」になるだけであり、上述したように「職工」である帰国華僑と違って、月々の養老年金制度の支払いは100%自己負担である。

帰国華僑は自分たちが農場で「主人公」であるという意識を持っており、「臨工」を馬鹿にする態度も見られる。社会保障の不均衡は、日常生活における人間関係においても不均衡を生じさせている。帰国華僑は「臨工」のことを広東語で「土地を耕す奴ら」の意味の「包地佬」と呼ぶことが多いが、「佬」には相手を見下す差別的な意味合いがある。また、帰国華僑は「あの子たちは不潔だから」などといった理由で、自分の子どもを「臨工」の子どもと遊ばせるのを嫌がる。これらの状況から、帰国華僑は養われる者、「臨工」は養う者、といった階層意識と不均衡が生じていることがわかる。

農場の経済と帰国華僑の生活を支えるために貢献している「臨工」の保障が十分に考慮されていないという矛盾とどう向き合い、対処していくかということが大きな課題の1つであり、これは農場の存続ともかかわる重要な問題である。

2. 構造と意識の問題

経済的観点から見ると、華僑農場はこれといった成果を出すこともなく、海外華僑の関心を引くことも期待できない。1960年代、中国政府は華僑農場を重視し、かつては華僑政策の中心であったが、文革期になると、華僑政策そのものが崩壊状態となった。改革開放後は、華僑農場の存在意義

も低下し、現在は次第に解体の方向に向っている（田中、2002：286）。このような状況の中で、国家は華僑農場経済体制改革に関する文書を発布した。例えば『中共中央、国務院による華僑農場経済体制改革に関する決定』（[1985] 26号）や『国務院弁公庁から国務院僑務弁公室の華僑農場体制改革に関する意見の通知』（[1995] 61号）などである。1985年26号の中で、「華僑農場問題の核心は、所有制の経済体制と管理モデルのために、経営管理権が過度に集中し、産業構造が単一的で、『親方赤旗』状態にあることである。この体制は労働者の積極性と主体性を発揮するのに不利な状況をつくり、生産力の発展を遅らせているのである」と指摘している¹⁰。この解決策として、これまで中央政府と省レベルの僑務部門を中心に主導権を握ってきた体制から、地方人民政府幹部へとその主導権を移行させることが挙げられ始めている（楊など、2003）。これらの報告からも華僑農場は経済改革の必要に迫られていることがわかる。実際、1996年の時点で、南方80か所の華僑農場のうち64か所が赤字であることが報告されている（田中、2002：286）。

本稿で見てきた広東台山海宴華僑農場は、砂糖生産で黒字を出している経済的に成功を収めている農場として注目されている。しかし、上述したように、福利厚生において、100%農場が負担する体制から、地元の台山政府や個人にも一部負担してもらう体制へと改めている。2003年3月に「台山海僑経済開発区」となつてからは、経済的独立を維持しつつ、農場の小中学校や病院といった公共施設にかかわる財政も、それ以前の農場が100%負担する体制から、地元政府の台山市の教育部や衛生部などの機関に職員の給料を負担してもらうというように、農場の支出を減らす方向に向かっている。

しかし、農場の経済体制には問題も多い。農場幹部とサトウキビ生産者との間には衝突や摩擦も

見られる。中でもサトウキビ収穫期になると、村民委員会の幹部が収穫日を決めて、貨物車を手配し、砂糖工場に運搬するが、その際、村民委員会の幹部から生産者に許可券が渡される。この券を巡ってしばしば不正が見られ、幹部と良い「関係」(guanxi)を持つ者がより多くの券を得ることができる。また、砂糖工場の幹部の権力手中にある許可券を直接生産者に売る場合もある。これは「霸王券」と呼ばれ、幹部のポケットマネーとなる。このように、一部の幹部への権力の集中と幹部の腐敗、生産者にたいする不平等な状況が見られるのである。この他、砂糖工場は1982年から設備投資がほとんどなされておらず、機械の故障が常に起こっている。そして余剰労働力に加え、労働意欲があまり見られず、勤務時間中新聞を読んだり、お茶を飲んだり、居眠りをしたり、といった光景も日常茶飯事である。これらの問題は、農場の構造的な問題である。改革開放後も帰国華僑は政府が自分たちのために生活の保障をするのが当然のことだと思っており、失業するという不安もほとんど抱いていない。

このような経済構造とそこからくる問題、人々の意識を変革することと、社会保障とは密接な関係にある。改革開放後、市場経済制度が導入されると、それまでの国家がすべてを引き受けるという構造には無理が出てきた。農場も例外ではない。帰国華僑の意識上の問題は、改革開放以前の社会保障体制から抜け出せないという都市や農村の中国人と同様の意識があるだけでなく、田中も指摘している通り、海外から帰国する際に「我々は愛国主義精神のために新しい社会主義中国建設を支持するために戻ってきてあげた(田中, 2002: 285-314)。従って国家が自分たちの生活を保障するのは当たり前だ」という一般的な中国人とは異なる意識も持っているのである。農場は周辺地域とは異なる経済体制を持ち、特殊なコミュニティとして孤立していることもこの意識を強めている

と思われる。周辺地域から孤立したコミュニティの中で優遇されて何十年も生活してきた帰国華僑の意識を変えるのは非常に難しい。

農場に依存する態度は、農場で生まれた帰国華僑の子世代の間にも見られる。農場には小学校と中学校しかないため、高校に進学する場合は台山の中心地である台城に出て行く。しかし、進学できず、農場に残る(残らざるをえない)若者は、教育レベルが低く、外地では仕事を探すことが難しいために、両親に依存して生活しているのがほとんどである。農場幹部は帰国華僑の子世代の農場における就職についても配慮しているため、農場にある「風情園」というパフォーマンス場で観光客に向けて歌や踊りを披露するダンサーの職や農場本部の仕事を紹介することもしばしばある。しかし親に依存して、何もせずに毎日を過ごしている若者の姿も目にする。この現象もまた、政府が農場内の帰国華僑のみを優遇していることの悪影響の現れであると筆者は考える。

V まとめ

社会保障とは、個人の生活面での安全、具体的には健康や退職後の生活、それに最低生活を社会全体が引き受ける制度のことである(中兼, 2000: 3)。以上で見てきたように、農場というコミュニティそのものが社会保障の総体として機能し、帰国華僑の最低生活を社会全体が引き受けているととらえることができる。しかし、帰国華僑に対する社会保障と、実際に農場の経済を支えている「臨工」との長期的な関係やバランスを考慮していないために、不満の声が上がり、不均衡な状況を生み出している。これは1960年代当初、政府による目先の「国家利益」を重視するという理念の下に、帰国華僑に特別な社会保障に関する優遇政策を取ったことの後遺症ともとらえることができるのではないだろうか。

農場は確かに帰国華僑という特殊な集団の居住区であるという点は一般の中国社会とは異なる。しかし、現在の中国社会に普遍的に見られる「単位」縮減の動きとの間に共通性も見られる。中村が「社会保障制度をはじめ、国有企業改革の過程を吟味する際、『単位』制度の縮減を前提にしながらも、それらの仕組みと、それらを補うためのフォーマルな、『単位』外の制度群とが、どういった補完関係にあるのかを検討することは、未だに有効な視点の一つではないだろうか」（中村、2004：84）と指摘しているが、「企業単位」である農場も、地元の福利厚生制度を利用する方向へ転換しているように、「単位」外の制度群と補完関係を築きながら経済的には隣の海宴鎮とは一線を置き、独立した体制を維持している。

以上の考察からいえるのは、華僑農場における帰国華僑の社会保障とは、単に住宅、養老年金や医療保険などといった政府が直接与える物理的政策だけが大切なのではなく、農場というコミュニティそのものが政治的にも経済的にもうまく機能するかどうか、あるいは人間関係が円滑に営まれているか、といった社会的機能ともかかわってくる。つまり、華僑農場における社会保障は、国家の政策、農場の運営とそこに居住する人々の総体で成り立っているのである。農場そのものの発展や存続が危ぶまれることがあれば、それは住民の社会保障を直接脅かすことになるのである。

市場経済の波に伴い、農場全体が計画経済体制の残滓と化しつつあり、農場の運営と帰国華僑中心の社会保障のあり方に歪みが出始めている。帰国してから既に40年以上も経った今も、果たして帰国華僑に対する特別な社会保障が必要なのだろうか。政府の特別扱いが、今もなお、帰国華僑を自分たちは特別な存在で各方面において保障されて当然という優越感に執着させている。そして、一方では農場そのものの発展と存続を支える人々への社会保障が疎かになっている。この矛盾と不

均衡をどのように改善していくのか、今後の展開が注目される。

投稿受理（平成19年8月）

採用決定（平成20年3月）

注

- 1) 「職工」は従業員や職員と訳される傾向にあるが、中国特有の社会組織である「単位」に生活し、仕事だけでなく社会保障サービスも受けられる人を指す。従って、中国特有の概念であるため、本稿では「職工」とそのまま表記することにした。
- 2) 筆者は2005年3月から2006年4月にかけて海宴華僑農場に部屋を借り住み込んで調査を行った。2005年6月から9月の間華僑農場内のW村で調査を行い、主にインドネシア帰国華僑を対象に、彼らの生活経験や文化、習慣について理解した。その後、2005年10月から2006年4月にかけて、N村で調査を行い、ベトナム帰国華僑を対象に、彼らの生活経験や文化、習慣、及び日常生活におけるグループ間関係について理解した。調査中、農場幹部、村民委員会幹部といった上層部だけでなく、民間に深く入り込み、一般大衆との交流を重視し、同種の人々とのみ接触することを避けた。調査を通してしばしば交流した人々はW村N村合わせた総人口の約3分の2、非常に親しく付き合った家庭は約20世帯である。本稿の1次資料は主に副農場長であるG氏とN村民委員会の主任であるL氏から提供していただいた情報に拠る。特に、副農場長G氏は、農場の医療保険や養老保険などの社会保障に関する仕事を担当されており、本稿執筆に当たり、不確かな部分について何度も電話と電子メールで確認を取らせていただいた。尚、仮名は任意のローマ字表記を使用し、実名との関係はないことを断っておきたい。
- 3) 改革開放以降、海外の大学へ留学し、修士号や博士号の高い学位を取得して帰国し、中国の大学で教鞭を執る人々や、先端技術や経営理念を身につけて帰国し、中国で事業を興した人々を指す。
- 4) 「中国僑網」の「中国華僑農場」のウェブサイト参照した。http://www.chinaqw.com.cn/, 2008年1月20日。
- 5) 2005年11月、筆者は彼女のサトウキビ収穫を手伝った。この話は彼女のサトウキビ畑で収穫作業

をしながら聞いたものである。

- 6) ここでいう非帰国華僑とは、後述する「臨工」(1980年代から農場にやってきた臨時労働者)は含まず、表1に示したような、「本地人」、人口分散政策によって移動してきた者、砂糖工場の技術者、そして大学を卒業後、政府から仕事を割り与えられて病院などで働く人々を指す。
- 7) 「中華人民共和国労働和社会保障部」ウェブサイト参照した。http://www.molss.gov.cn/was40/mainframe.htm, 2008年1月4日。
- 8) 「中華人民共和国労働和社会保障部」ウェブサイト参照した。http://www.molss.gov.cn/was40/mainframe.htm, 2008年1月4日。
- 9) 「広東僑網」http://gocn.southcn.com/, 2008年1月4日。
- 10) 「中国僑網」の「中国華僑農場」のウェブサイト参照した。http://www.chinaqw.com.cn/, 2008年1月20日。

参考文献

日本語文献

- 沙銀華 2005 「中国農民社会保障の現状と課題」『海外社会保障研究』第150号 pp.47-64
- 田中恭子 2002 「第十章 華僑農場の変容」『国家と移民—東南アジア華人世界の変容』名古屋大学出版会, pp.285-314
- 張紀濤 1998 「中国における社会保障システムと社会保障制度の大改革—養老保険, 失業保険制度の改革を中心に—」『海外社会保障研究』第123号 pp.25-54
- 中兼和津次 2000 「中国社会保障制度研究の課題と焦点」『海外社会保障研究』第132号 pp.2-12
- 中村良二 2004 「書評: 張紀濤著『現代中国社会保障論』」『海外社会保障研究』第147号 pp.81-84
- 劉曉梅 2000 「中国における医療保障制度の改革」『海外社会保障研究』第130号 pp.86-95

外国語文献

- 広東省人民政府僑務弁公室編 2002 『広東僑務簡報』第13期
- 広東省地方誌編纂委員会編 1996 『広東省誌 華僑誌』広東人民出版社
- 広州市地方誌編纂委員会編 1996 『広州市誌 卷十八 華僑誌 穗港澳関係誌』広州出版社
- 海宴華僑農場編 2004 『農場誌(初稿)』内部資料
- 劉建軍 2000 『単位中国—社会調控体系中的個人, 組織与国家』天津人民出版社
- Lü, Xiaobo, and Elizabeth J.Perry, ed. *DANWEI—the changing Chinese workplace in historical and comparative perspective*. M.E. Sharpe.
- 王蒼柏 2007 「『帰』の含義」『読書』第334期, 三聯書店, pp.107-114
- 吳亦明[編] 2000 『中国社会保障制度』南京師範大学
- 楊英, 傅漢章, 鄭少智, 王兵 2003 「広東省国有華僑農場体制改革基本思路探索」『中国農村経済』2月号, pp.57-62
- 鄭功成 1994 『中国社会保障論』湖北人民出版社
- 庄国土 2001 『華僑華人与中国的關係』広東高等教育出版社
- (なぐら・きょうこ 廈門大学ポストドクター研究員)